

規制改革推進会議 農林水産WG 説明資料

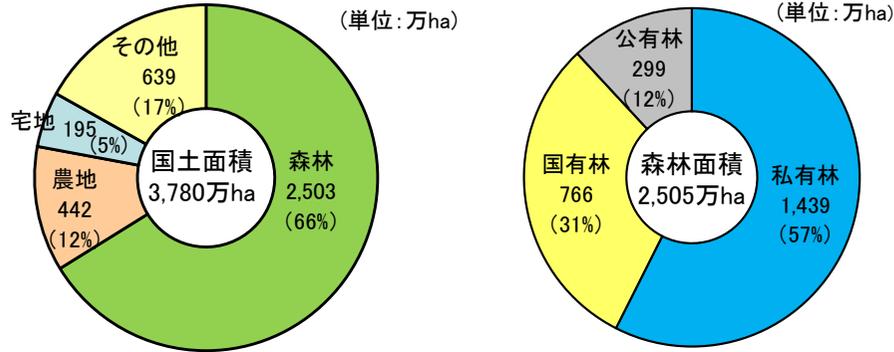
林野庁

令和3年8月31日

林業の現状と課題及び成長産業化に向けた改革の全体像①（森林の状況）

- 我が国は世界有数の森林国。森林面積は国土面積の3分の2に当たる約2,500万ha（人工林は約1,000万ha）。
- 近年、森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約6千万m³増加し、現在は約54億m³。
- 面積ベースで人工林の半分が一般的な主伐期である50年生を超えており、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要。

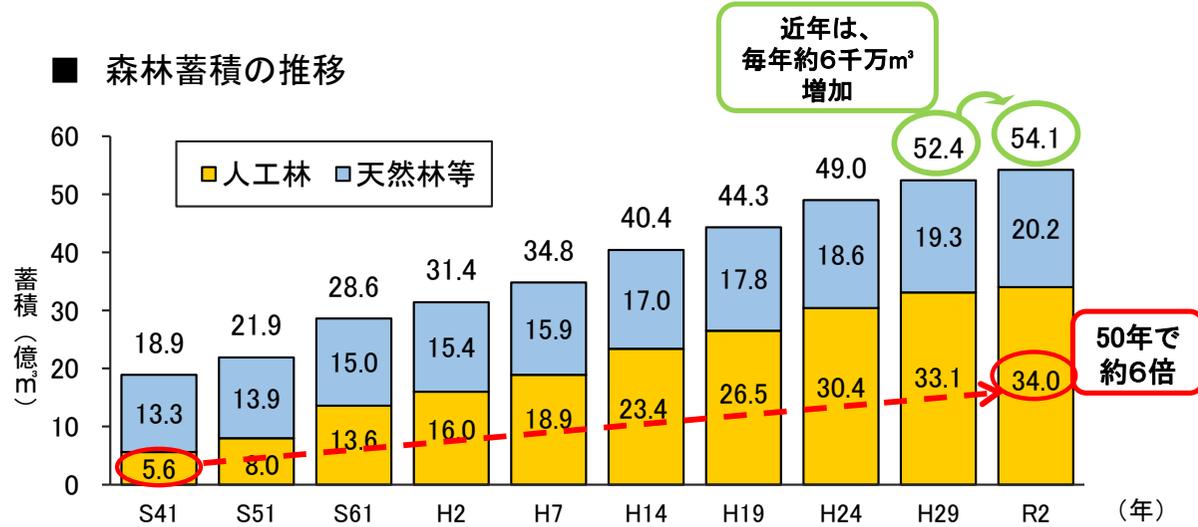
■ 国土面積と森林面積の内訳



資料: 国土交通省「令和元年度土地に関する動向」(国土面積は平成30年の数値)
 注1: 計の不一致は、四捨五入による。
 注2: 林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。

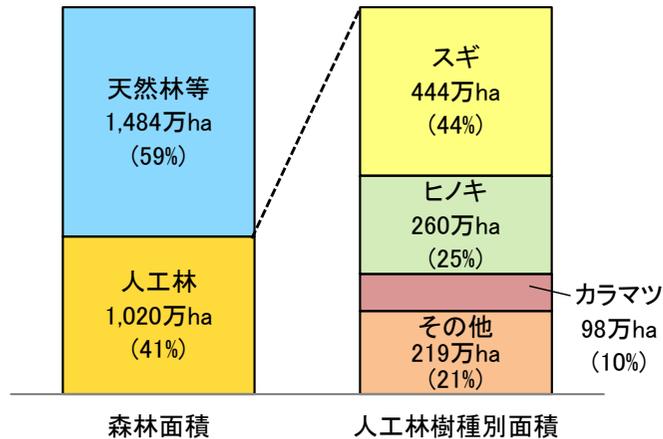
資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
 注: 計の不一致は、四捨五入による。

■ 森林蓄積の推移



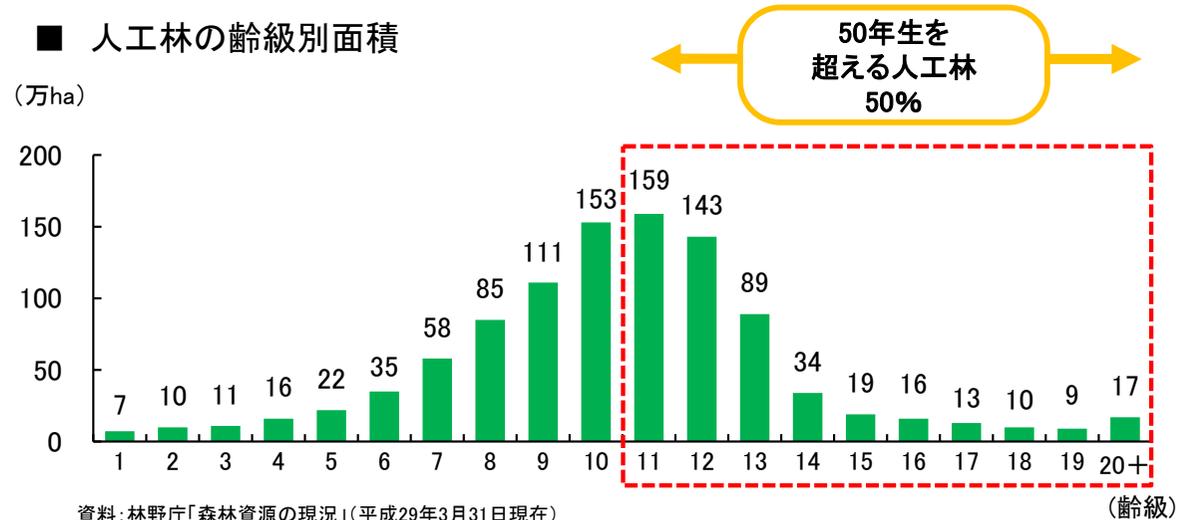
資料: 林野庁「森林資源の現況」・林野庁業務資料

■ 人工林の樹種別面積



資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
 注: 計の不一致は、四捨五入による。

■ 人工林の齢級別面積

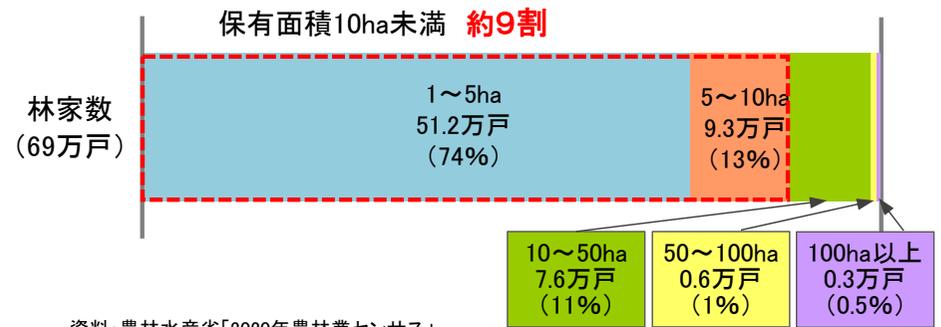


資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)
 注1: 齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。
 注2: 森林法第5条及び第7条の2に基づく森林計画の対象となる森林の面積。

林業の現状と課題及び成長産業化に向けた改革の全体像②（森林の経営管理）

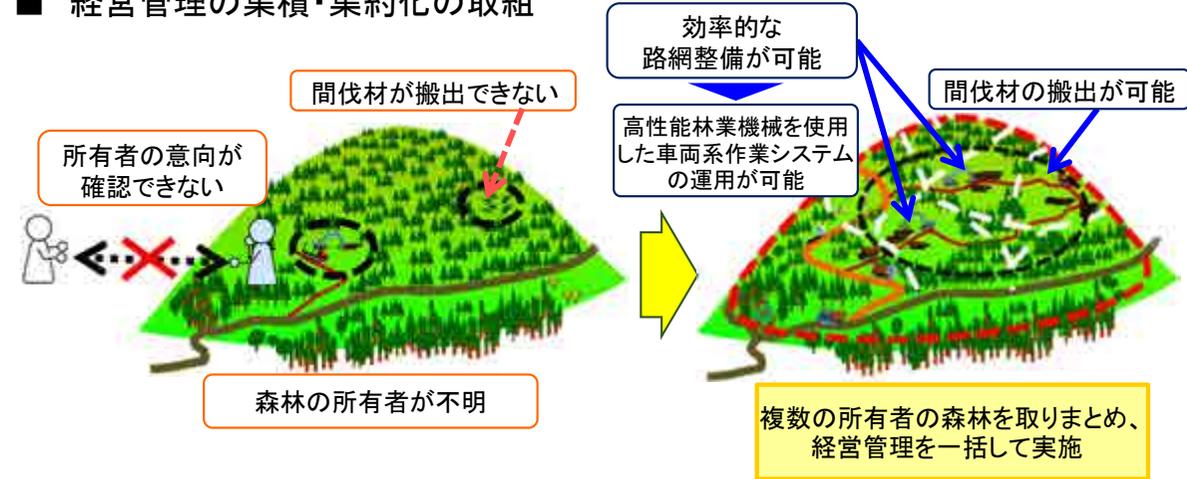
- 我が国の森林保有構造は、保有面積10ha未満が林家数の約9割を占めるなど小規模・零細。また、森林所有者の世代交代や不在村化等から、所有者の特定が困難な森林が多数存在。
- このため、意欲ある者が複数の所有者の森林を取りまとめ、経営管理を一括して実施する「集積・集約化」に多大な労力がかかっている現状。
- 集積・集約化を推進するため、市町村における林地台帳、森林経営管理制度の本格運用を2019年度から開始。

■ 林家の保有山林面積



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」
注：林家とは保有森林面積が1ha以上の者。

■ 経営管理の集積・集約化の取組



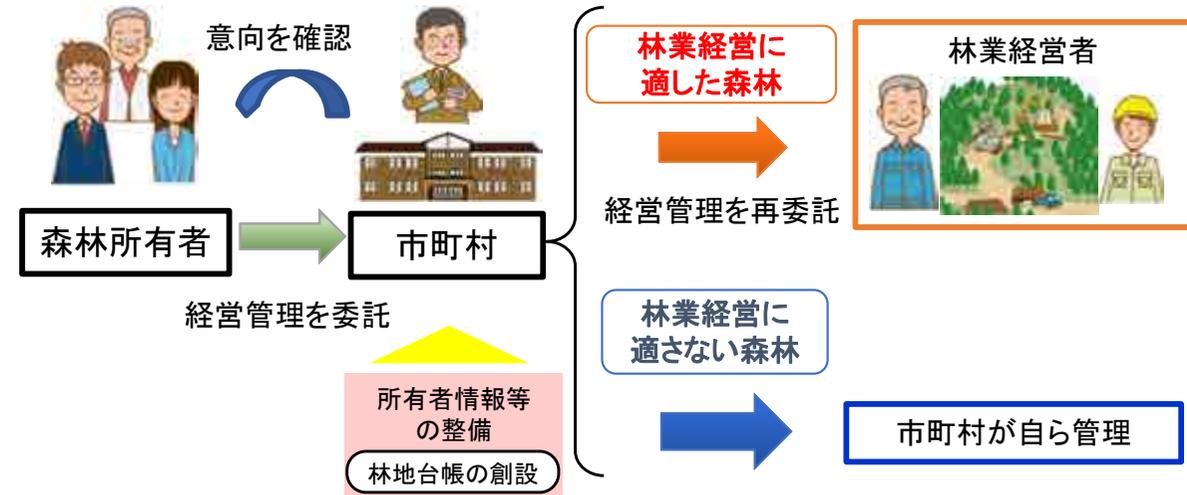
■ 所有者不明森林の存在

(登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない割合)

宅地	農用地	林地	合計
19.3%	19.0%	28.2%	22.2%

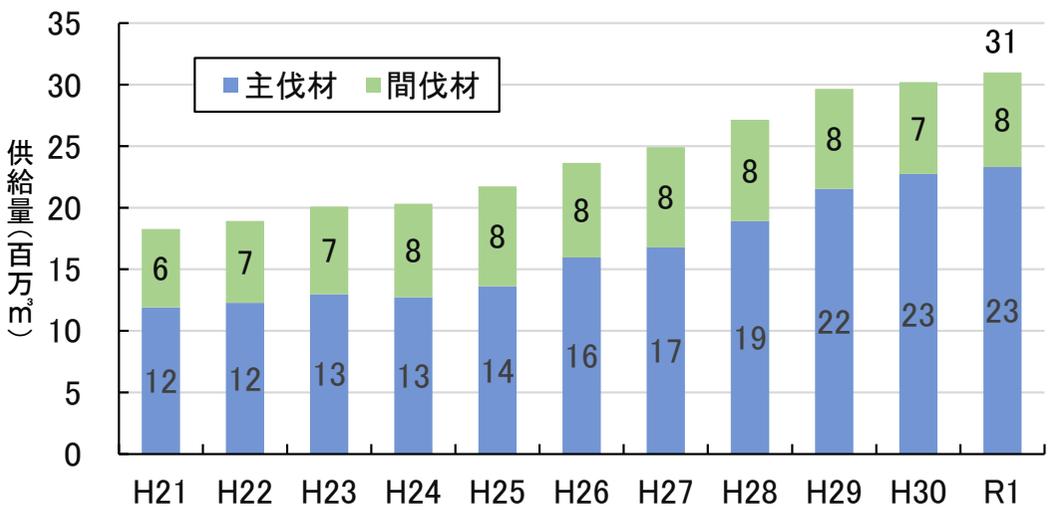
資料：国土交通省（平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査）
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

■ 森林経営管理制度の概要



林業の現状と課題及び成長産業化に向けた改革の全体像③（林業・木材産業）

■ 国産材供給量の推移



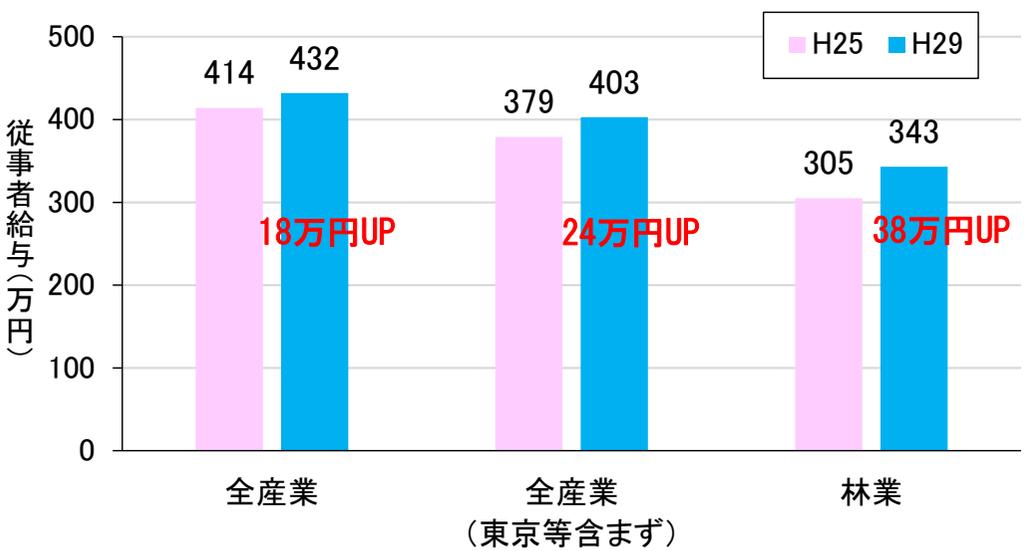
資料：農林水産省「木材需給表」、林野庁業務資料
 ※R1の主伐材、間伐材の数値は暫定値。

■ 製材工場、合板工場の規模別工場数

規模 (国産原木消費量)	製材工場数(原木消費量)		規模 (国産原木消費量)	合板工場数(原木消費量)	
	H16	R元		H16	R元
10万m³～	0 (0)	12 (243万m³)	20万m³～	0 (0)	9 (234万m³)
5～10万m³	13 (85万m³)	31 (224万m³)	10～20万m³	1 (14万m³)	12 (177万m³)
1～5万m³	194 (403万m³)	209 (430万m³)	1～10万m³	11 (28万m³)	4 (26万m³)
～1万m³	9,213 (659万m³)	4,130 (390万m³)	～1万m³	275 (13万m³)	151 (38万m³)
計	9,420 (1,147万m³)	4,382 (1,288万m³)	計	287 (55万m³)	176 (475万m³)

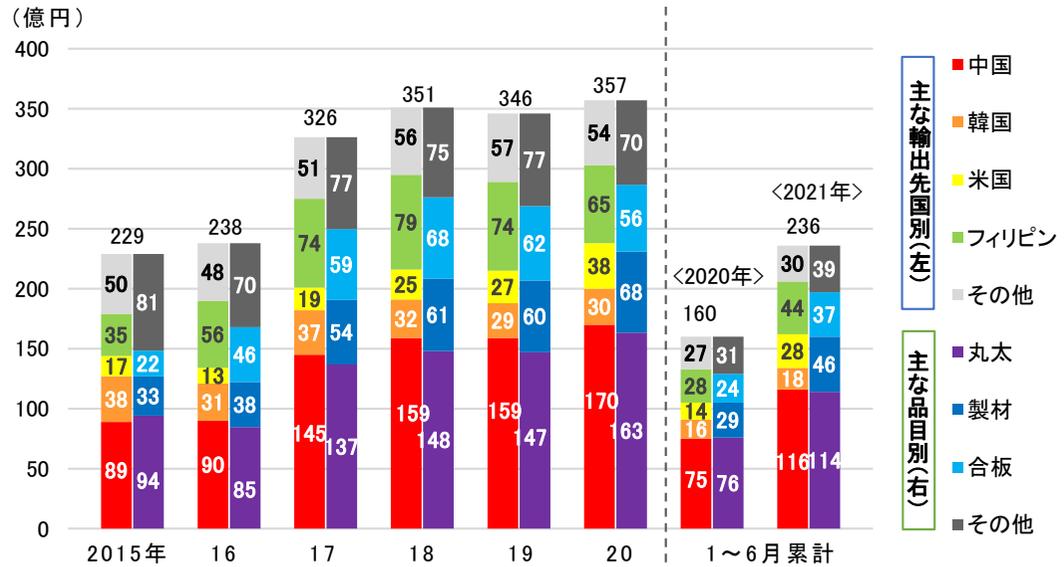
資料：林野庁業務資料、農林水産省「木材統計調査」

■ 林業従事者等の給与



※全産業は民間給与実態調査、林業は林野庁業務資料による推計
 ※「東京等」とは東京国税局管内

■ 我が国の木材輸出額の推移



※財務省「貿易統計」(HS44類の合計)

林業の現状と課題及び成長産業化に向けた改革の全体像④

川上

川中

川下

原木生産の集積・拡大

森林の経営管理の集積・集約化の推進

- 森林経営管理制度(H31年4月施行)による森林の経営管理の集積・集約
- 林地台帳の整備(H29年4月施行、H31年4月本格運用開始)(所有者情報取りまとめ)
- 重点的な路網整備
- 事業連携や合併による出荷ロットの大規模化支援
- 高性能林業機械の導入支援
- 林業経営を担う人材の育成

加工の生産性向上

製材工場、合板工場等の大規模化・高効率化



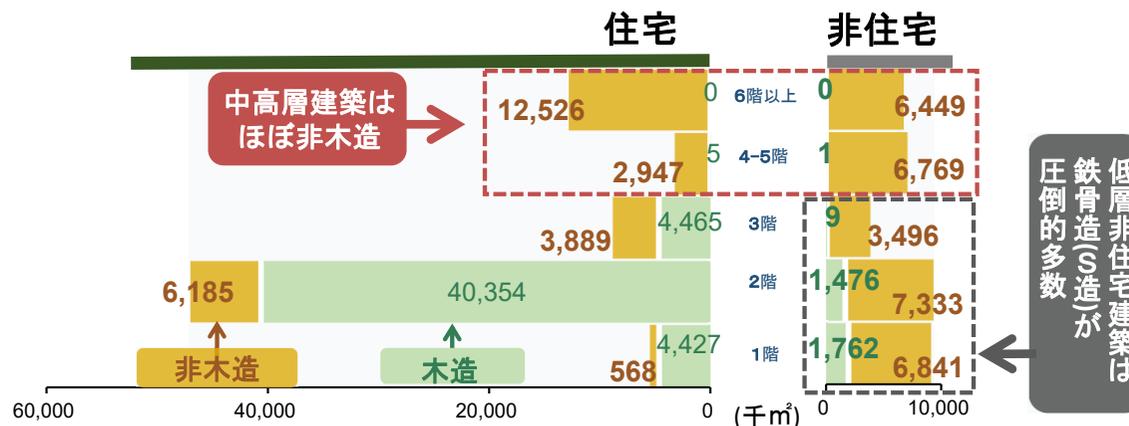
地域の製材工場・工務店等の連携(川上・川中・川下が連携した特色ある取組)



木材の需要拡大・利用促進

- 木材利用促進の環境整備
- 低層の住宅分野での需要獲得
 - ✓ 製材工場、合板工場等の大規模化・大ロット安定供給
 - ✓ 技術開発・部材品質の向上
- 中高層建築物及び低層非住宅の拡大
- 輸出促進
 - ✓ 高付加価値木材製品の輸出促進
- バイオマス利用の促進

階層別の着工建築物の床面積



資料:国土交通省「建築着工統計」(2019年)より林野庁作成
注:住宅とは居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、非住宅とはこれら以外をまとめたものとした。

国有林の活用による林業経営者育成

- 一定期間・安定的に国有林の立木の伐採・販売を可能とする法制度を整備(樹木採取権制度)(R2年4月施行)

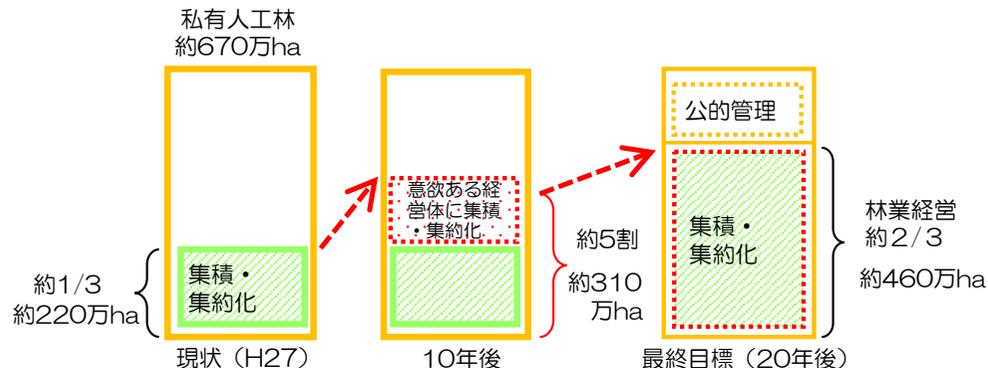
流通全体の効率化

- 簡素で効率的なサプライチェーンの構築
- 関係者間での需給情報の共有

林業イノベーション

- ① デジタル化した森林情報の活用
- ② ICT生産管理の推進
- ③ 林業機械の自動化・遠隔操作化
- ④ 先進的造林技術の導入・実践
- ⑤ 早生樹等の利用拡大
- ⑥ 木質系新素材の開発・実証

□ 林業経営の集積・集約化による規模拡大



KPI①：集積・集約化

今後10年間で、私有人工林のうち林業経営を実施する森林として **集積・集約化された面積を5割に増加**

現状 約3割 ⇒ **10年後 約5割** ⇒ 将来 約7割
 (約220万ha) (約310万ha) (約460万ha)
 ※私有人工林：約670万ha

これを実現するための手段として、
 ⇒ 経営管理実施権の設定等（森林経営管理法案の成立が目標）

KPI②：路網整備

今後10年間で、私有人工林の5割（約310万ha）につき、**森林の管理等に必要な水準まで路網を整備**

現状 約15万km ⇒ **10年後 約24万km** ⇒ 将来 約32万km
 (約460万haを対象)

これを実現するための手段として、
 ⇒ 私有人工林路網開設延長 約9万km

私有人工林310万haを重点に、
 現状35m/ha* ⇒ 64m/ha** (+29m/ha)
 ※推計 ※※緩傾斜地～急傾斜地の平均

□ 生産性の向上による国産材供給量の増大



KPI③：国産材供給量

私有人工林の林業経営を集積・集約化することにより、**経営対象面積の拡大（1.4倍）**、生産性の向上を通じ、**10年後に1.8倍に増加**、20年後に倍増以上を実現

現状1,500万m³ ⇒ **10年後 2,800万m³** ⇒ 将来3,400万m³

これを実現するための手段として、
 ⇒ 機械化等による生産性の向上

(1.4倍 (経営面積拡大) × 1.3倍 (ha当たり搬出量増) = 1.8倍 (供給量増))

KPI④：付加価値生産額

以上、3指標の目標が達成されれば、今後10年間で、**国産材供給量を1.8倍増加させ**、林業・木材産業のそれぞれの産業規模の拡大やコストの削減等により **林業全体の付加価値生産額を倍増**

現状2,500億円 ⇒ **10年後 5,000億円** ⇒ 将来6,200億円

各KPIの進捗状況

KPI①：集積・集約化

■私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合

	2015年 (基準年)	2020年 (最新値)	2028年 (目標年)
実績値	3割	37%	—
目標値		37% (※参考値)	5割

KPI②：路網整備

■私有人工林における森林の管理等に必要な路網整備量

	2015年 (基準年)	2019年 (最新値)	2028年 (目標年)
実績値	約15.0万km	約18.0万km	—
目標値		約17.8万km (※参考値)	約24.0万km

KPI③：国産材供給量

■私有人工林に由来する国産材の供給量

	2015年 (基準年)	2019年 (最新値)	2028年 (目標年)
実績値	1,500万m ³	2,014万m ³	—
目標値		1,900万m ³ (※参考値)	2,800万m ³

KPI④：付加価値生産額

■私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額

	2015年 (基準年)	2019年 (最新値)	2028年 (目標年)
実績値	2,500億円	3,403億円	—
目標値		3,269億円 (※参考値)	5,000億円

※基準値から目標値に向けて直線的に推移した場合の2019年(集積・集約化は2020年)の値を参考値として記載。

各KPIの進捗状況を踏まえた取組

KPI①：集積・集約化関係

■森林経営管理法の円滑な運用

- 地域林政アドバイザー制度の推進や市町村職員を対象とした研修など市町村の実施体制の整備
- 先進的な取組事例や知見等の収集・分析、市町村等への提供
- 一定の手続きを経て市町村が経営管理の委託を受けることができる、所有者不明森林等の特例措置の活用促進



<説明会等の技術的支援>



<市町村森林経営管理事業の実施>
(埼玉県秩父市)

KPI②：路網整備関係

■路網整備の推進

- 森林整備・管理の基盤として、傾斜区分や作業システムに応じた、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網整備の推進
- 今後の主伐量増加、大径材の輸送に対応した、幹線となる林道等の積極的な開設
- 災害の激甚化、走行車両の大型化等に対応した、既存林道の改築・改良による質的向上



<木材の大量輸送への対応>



<豪雨等への強靱化対策>
(暗渠工の設置)

KPI③：国産材供給量関係

■生産性の向上

- レーザ測量やGNSS(全球測位衛星システム)を活用した高度な森林関連情報の把握
- 路網整備と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムの導入、効果的な運用
- ICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化
- 自動操作機械等の開発・普及による林業作業の省力化・軽労化



KPI④：付加価値生産額関係

■木材産業の競争力強化

- 大規模工場等におけるJAS・KD材、集成材等の低コスト供給体制の整備
- 中小地場工場等におけるニーズに応じた高単価・多品目製品の供給体制の整備



<製材・合板工場等の施設整備>

■都市等における木材利用の促進

- 耐火部材等の建築実証
- 家具など生活関連分野等での利用促進
- 木質バイオマスによる地域内での熱電併給・熱利用
- 付加価値の高い木材製品の輸出促進
- 民間企業等への木材利用の意義や効果等の発信



<中高層の木造建築物>

森林経営管理制度の取組状況

- これまでの施業集約化の取組に加え、森林経営管理法の制定により、市町村が主体となった森林整備の仕組みを構築。
- 令和2年度末時点で、意向調査の準備作業を含め、私有人工林のある市町村の約8割(1,201市町村)で森林経営管理制度に係る取組を実施。
- 意向調査が約40万ha実施され、さらに経営管理権集積計画が約3,500ha策定されるなど、取組が展開。

□市町村における事務のフロー

<事前準備>

- 森林情報や森林所有者情報等の収集
- 経営管理が行われていないおそれのある森林(=意向調査を行う必要のある森林)の洗い出し

<森林所有者に対する意向調査の実施>

- 説明会の実施、意向調査票の送付
- 意向調査に対する回答のとりまとめ・検討
※複数年かけて計画的に実施

<森林の経営管理の受託>

- 受託予定の森林の現況調査、境界の明確化
- 森林所有者・関係権利者の同意取り付け
- 経営管理権集積計画の策定・公告
(=市町村が経営管理するための権利を取得)

<市町村による管理>

- 市町村森林経営管理事業の実施

<林業経営者への再委託>

- 公正で透明性のある方法により、再委託先を選定
- 経営管理実施権配分計画の策定・公告
- 林業経営者による林業経営の実施

□森林経営管理制度に係る取組状況(令和2年度末速報値)

(1)意向調査の実施状況

		令和元年度	令和2年度	累計
意向調査実施面積 (森林所有者数)		約15万ha (約7万人)	約25万ha (約11万人)	約40万ha (約19万人)
回答があった面積 (森林所有者数)		8.3万ha (3.7万人)	13.3万ha (6.5万人)	21.5万ha (10.1万人)
回答の内訳	市町村への委託を希望	2.6万ha (1.5万人)	4.8万ha (2.7万人)	7.4万ha (4.2万人)
	所有者自ら経営を希望	2.9万ha (0.9万人)	4.2万ha (1.4万人)	7.1万ha (2.3万人)
	その他 (※)	2.8万ha (1.3万人)	4.2万ha (2.4万人)	7.0万ha (3.7万人)

(※既に他者に委託済み、自分で委託先を探す等)

(2)経営管理権、経営管理実施権の設定状況

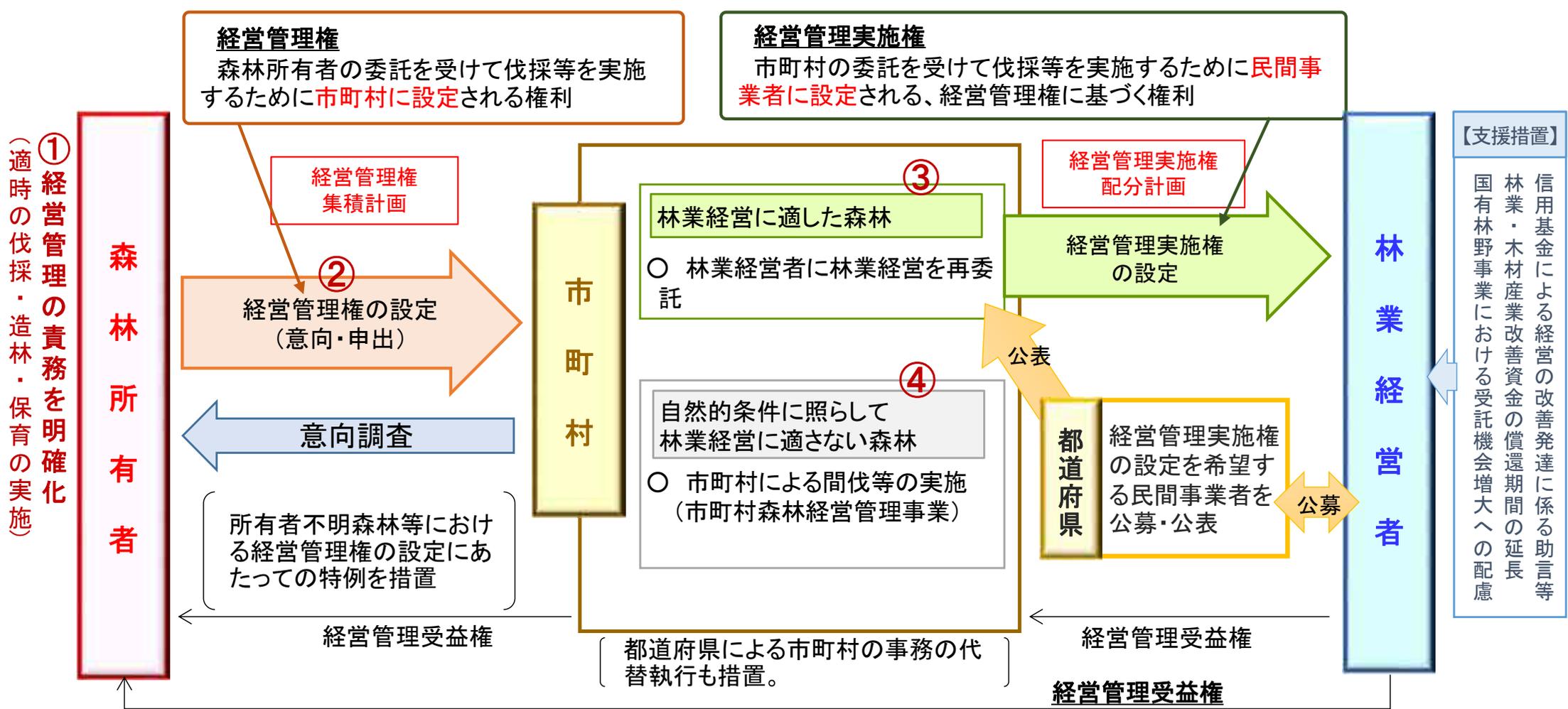
	令和元年度	令和2年度	累計
経営管理権集積計画の策定面積	562ha	2,897ha	3,459ha
(所有者不明森林等の特例活用による策定面積)	—	—	—
経営管理実施権配分計画の策定面積	55ha	269ha	324ha

(※経営管理実施権が設定された森林の所有者数は把握していない)

(※経営管理実施権が設定された林業経営者は、令和元年度は3者(森林組合2者、その他の事業体1者)となっている)

【参考】森林経営管理法（森林経営管理制度）について

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



森林所有者の特定や境界を確定させる取組の状況

- 森林所有者を正確に把握するとともに、所有者不明森林への対応のため森林法を累次改正。令和元年度からは民有林が所在する市町村全てで林地台帳の運用を開始するとともに、森林経営管理法において特例措置を制度化。
- 地籍調査について、円滑かつ迅速な実施を図るため国土調査法が改正。また、第7次国土調査事業十箇年計画が策定。森林分野においては、森林情報の収集、森林境界の明確化等の活動を支援。

○所有者不明森林への対応

森林の土地所有者届出制度 (平成24年4月～)

□新たに森林の土地の所有者となった場合に市町村長への届出を義務付け、森林の土地の所有者の異動を把握。

👉年間約3万件の届出(令和元年度)

林地台帳 (平成31年4月～)

□林地の所有者や境界測量の状況などの情報を地番ごとに整理した林地台帳を、登記簿情報を基に市町村で整備し、林業事業者等へ情報提供。

- 👉令和元年度から民有林が所在する全ての市町村(1,614)で運用開始
- 👉令和2年6月より固定資産課税台帳情報を市町村で内部利用が可能に

森林経営管理制度 (平成31年4月～)

□森林所有者の一部又は全部の所在が不明な場合、探索・公告等の一定の手続きを経て、市町村が経営管理の委託を受けることが可能。

- 👉令和2年度に所有者探索に取り組んだ市町村は51
- 👉鳥取県若桜町においては、共有者不明森林の特例措置に基づく公告を実施中(全国で初めての事例)

※先の通常国会において民法等を改正、相続登記等が義務化

○地籍調査の進捗状況(全国の進捗率(%))

	全体	人口集中地区	宅地	農用地	林地
平成22年度末	49	22	52	72	42
平成27年度末	51	24	54	73	44
令和2年度末	52	26	51	70	46

資料:国土交通省のホームページを基に作成

※人口集中地区(DID)は、国勢調査において設定される人口密度が1haあたり40人以上、人口5000人以上の地域。
※宅地、農用地、林地については、人口集中地区以外の地域を分類したもの。

○境界の確定や明確化に向けた取組

国土調査法等の改正

- 令和2年の国土調査法等の改正に基づき、現地立会いルールの例外規定を設定するなど円滑かつ迅速な調査を可能に。
- 第7次国土調査十箇年計画の策定。優先実施地域を定め推進。



森林整備地域活動支援対策の実施

- 集約化の取組に必要な森林所有者や境界の確認などにかかる活動を支援。
- 従来の境界確認に加え、ICT技術を活用した取組も推進。



【参考】森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）の基本的な方針

新計画 森林・林業・木材産業による「グリーン成長」

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現

○ 森林資源の適正な管理・利用

- ・適正な伐採と再生林の確保（林業適地）
- ・針広混交林等の森林づくり（上記以外）
- ・森林整備・治山対策による国土強靱化
- ・間伐・再生林による森林吸収量の確保強化



○ 「新しい林業」に向けた取組の展開

- ・イノベーションで、伐採→再生林保育の収支をプラス転換（エリートツリー、自動操作機械等）
- ・林業従事者の所得と労働安全の向上
- ・長期・持続的な林業経営体の育成



○ 木材産業の国際+地場競争力の強化

- ・JAS乾燥材等の低コスト供給（大規模）
- ・高単価な板材など多品目生産（中小地場）
- ・生活分野での木材利用（広葉樹家具など）



○ 都市等における「第2の森林」づくり

- ・都市・非住宅分野等への木材利用
- ・耐火部材やCLT等の利用、仕様設計の標準化
- ・木材製品の輸出促進、バイオマス熱電利用



○ 新たな山村価値の創造

- ・地域資源の活用（農林複合・きのこ等）
- ・集落の維持活性化（里山管理等の協働活動）
- ・森林サービス産業の推進、関係人口の拡大



前計画

人工林が利用期を迎えたこと等を背景に、林業・木材産業の「成長産業化」を推進

目標の進捗

- ・森林資源は充実（54億m³）、複層林の誘導に遅れ
- ・国産材供給量は概ね計画どおりの31百万m³に

施策の方向

- ・原木の安定供給体制の構築
- ・木材産業の競争力強化／新たな木材需要の創出

施策の進捗

- ※ **森林** → 森林経営管理制度・森林環境税を創設
- ※ **林業** → 経営体の規模拡大等は進んだが取組は途上
- ※ **木材** → 製材工場等の規模が拡大／中小工場は減少
→ 耐火部材等の開発が進展、民間非住宅分野での利用も始まる

課題・情勢変化

- ※ **森林** → 皆伐地の再生林未実施
→ 災害の激甚化「気候変動×防災」
- ※ **林業** → 伐採収入で再生林ができる林業の確立
→ 人口減少（従事者の減少＝省力化が不可欠）
- ※ **木材** → 品質管理等の徹底（JAS・KD材、集成材）
→ 不透明な住宅需要（人口減少と新型コロナ）
- ※ **持続性** → SDGs／2050カーボンニュートラル／脱プラスチック